

令和 7 年 1 月 5 日

令和 7 年

第 5 回南部町議会定例会議案

鳥取県西伯郡南部町

## 令和 7 年第 5 回南部町議会定例会付議案件

### 目次（令和 7 年 1 月 5 日提出分）

- 議案第 58 号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 59 号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 60 号 令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 61 号 令和 7 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 62 号 令和 7 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 63 号 南部町教育委員会教育長の任命について
- 議案第 64 号 南部町教育委員会委員の任命について
- 議案第 65 号 南部町税条例の一部改正について
- 議案第 66 号 南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 議案第 67 号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 68 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 69 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 70 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 71 号 財産の無償貸付について
- 議案第 72 号 令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 73 号 令和 7 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 74 号 令和 7 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 75 号 令和 7 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第58号

南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月5日

南部町長 陶山清孝

令和7年12月 日 決

南部町議会議長 景山浩

## 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### (南部町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 南部町職員の給与に関する条例（平成16年南部町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第19条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の70」の次に「、12月に支給する場合には100分の72.5」を加える。

第20条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5」を加える。

別表第1を次のように改める。

### 別表第1（第3条関係）

#### 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
員以	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
外の	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	1 0	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	1 1	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	1 2	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	1 3	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	1 4	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	1 5	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	1 6	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	1 7	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	1 8	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	1 9	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	2 0	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	2 1	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	2 2	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	2 3	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	2 4	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200

2 5	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
2 6	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
2 7	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
2 8	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
2 9	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
3 0	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
3 1	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
3 2	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
3 3	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
3 4	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
3 5	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
3 6	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
3 7	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
3 8	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
3 9	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
4 0	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
4 1	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
4 2	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
4 3	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
4 4	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
4 5	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
4 6	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
4 7	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
4 8	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
4 9	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
5 0	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
5 1	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
5 2	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700

5 3	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
5 4	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
5 5	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
5 6	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
5 7	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
5 8	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
5 9	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
6 0	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
6 1	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
6 2	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
6 3	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
6 4	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
6 5	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
6 6	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
6 7	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
6 8	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
6 9	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
7 0	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
7 1	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
7 2	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
7 3	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
7 4	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
7 5	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
7 6	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
7 7	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
7 8	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
7 9	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
8 0	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	

8 1	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
8 2	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
8 3	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
8 4	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
8 5	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
8 6	266, 200	305, 800	355, 700			
8 7	266, 500	306, 100	356, 100			
8 8	266, 800	306, 400	356, 500			
8 9	267, 100	306, 700	356, 700			
9 0	267, 400	307, 000	357, 100			
9 1	267, 700	307, 300	357, 500			
9 2	268, 000	307, 600	357, 900			
9 3	268, 300	307, 800	358, 100			
9 4		308, 000	358, 400			
9 5		308, 300	358, 800			
9 6		308, 700	359, 100			
9 7		308, 900	359, 400			
9 8		309, 200	359, 800			
9 9		309, 500	360, 200			
1 0 0		309, 900	360, 600			
1 0 1		310, 100	361, 100			
1 0 2		310, 400	361, 500			
1 0 3		310, 700	361, 900			
1 0 4		311, 000	362, 300			
1 0 5		311, 200	362, 800			
1 0 6		311, 500	363, 200			
1 0 7		311, 800	363, 500			
1 0 8		312, 100	363, 800			

1 0 9		312,300	364,200				
1 1 0		312,600					
1 1 1		313,000					
1 1 2		313,300					
1 1 3		313,500					
1 1 4		313,700					
1 1 5		314,000					
1 1 6		314,400					
1 1 7		314,600					
1 1 8		314,800					
1 1 9		315,100					
1 2 0		315,400					
1 2 1		315,700					
1 2 2		315,900					
1 2 3		316,200					
1 2 4		316,500					
1 2 5		316,800					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

第2条 南部町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には100分の70、12月

に支給する場合には100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

##### (適用日)

2 第1条の規定による改正後の南部町職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

##### (給与の内払)

3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の南部町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後条例の規定による給与の内払とみなす。

##### (委任)

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

議案第59号

南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月5日

南部町長 陶山清孝

令和7年12月 日 決

南部町議会議長 景山浩

南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南部町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

給料表

号給	給料月額
	円
1	1 9 5, 8 0 0
2	1 9 6, 9 0 0
3	1 9 8, 1 0 0
4	1 9 9, 2 0 0
5	2 0 0, 3 0 0
6	2 0 2, 0 0 0
7	2 0 3, 6 0 0
8	2 0 5, 2 0 0
9	2 0 6, 7 0 0
10	2 0 8, 4 0 0
11	2 1 0, 0 0 0
12	2 1 1, 6 0 0
13	2 1 3, 1 0 0
14	2 1 4, 8 0 0
15	2 1 6, 5 0 0
16	2 1 8, 2 0 0
17	2 1 9, 4 0 0

1 8	2 2 1 , 0 0 0
1 9	2 2 2 , 6 0 0
2 0	2 2 4 , 1 0 0
2 1	2 2 5 , 6 0 0
2 2	2 2 7 , 2 0 0
2 3	2 2 8 , 8 0 0
2 4	2 3 0 , 4 0 0
2 5	2 3 2 , 0 0 0
2 6	2 3 3 , 7 0 0
2 7	2 3 5 , 0 0 0
2 8	2 3 6 , 3 0 0
2 9	2 3 7 , 6 0 0
3 0	2 3 8 , 7 0 0
3 1	2 3 9 , 8 0 0
3 2	2 4 0 , 9 0 0
3 3	2 4 2 , 0 0 0
3 4	2 4 2 , 9 0 0
3 5	2 4 3 , 8 0 0
3 6	2 4 4 , 8 0 0
3 7	2 4 5 , 8 0 0
3 8	2 4 6 , 7 0 0
3 9	2 4 7 , 6 0 0
4 0	2 4 8 , 4 0 0
4 1	2 4 9 , 2 0 0
4 2	2 4 9 , 9 0 0
4 3	2 5 0 , 5 0 0
4 4	2 5 1 , 1 0 0
4 5	2 5 1 , 8 0 0

4 6	2 5 2 , 4 0 0
4 7	2 5 3 , 0 0 0
4 8	2 5 3 , 6 0 0
4 9	2 5 4 , 1 0 0
5 0	2 5 4 , 7 0 0
5 1	2 5 5 , 3 0 0
5 2	2 5 5 , 8 0 0
5 3	2 5 6 , 2 0 0
5 4	2 5 6 , 6 0 0
5 5	2 5 6 , 9 0 0
5 6	2 5 7 , 2 0 0
5 7	2 5 7 , 5 0 0
5 8	2 5 7 , 8 0 0
5 9	2 5 8 , 1 0 0
6 0	2 5 8 , 4 0 0
6 1	2 5 8 , 7 0 0
6 2	2 5 9 , 0 0 0
6 3	2 5 9 , 3 0 0
6 4	2 5 9 , 6 0 0
6 5	2 5 9 , 9 0 0
6 6	2 6 0 , 2 0 0
6 7	2 6 0 , 5 0 0
6 8	2 6 0 , 8 0 0
6 9	2 6 1 , 1 0 0
7 0	2 6 1 , 4 0 0
7 1	2 6 1 , 7 0 0
7 2	2 6 2 , 0 0 0
7 3	2 6 2 , 3 0 0

7 4	2 6 2 , 6 0 0
7 5	2 6 2 , 9 0 0
7 6	2 6 3 , 2 0 0
7 7	2 6 3 , 5 0 0
7 8	2 6 3 , 8 0 0
7 9	2 6 4 , 1 0 0
8 0	2 6 4 , 4 0 0
8 1	2 6 4 , 7 0 0
8 2	2 6 5 , 0 0 0
8 3	2 6 5 , 3 0 0
8 4	2 6 5 , 6 0 0
8 5	2 6 5 , 9 0 0
8 6	2 6 6 , 2 0 0
8 7	2 6 6 , 5 0 0
8 8	2 6 6 , 8 0 0
8 9	2 6 7 , 1 0 0
9 0	2 6 7 , 4 0 0
9 1	2 6 7 , 7 0 0
9 2	2 6 8 , 0 0 0
9 3	2 6 8 , 3 0 0

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (適用日)

2 この条例による改正後の南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

### (給与の内扱)

3 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、改正前の南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 別 冊

### <補正予算>

令和7年度南部町一般会計補正予算（第3号）

令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第63号

南部町教育委員会教育長の任命について

当日（12月5日）に配布します。

議案第64号

南部町教育委員会委員の任命について

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月5日

南部町長 陶山清孝

令和7年12月 日 同意

南部町議会議長 景山浩

雜賀誠司

（参考）任期：令和7年12月22日から令和11年12月21日

議案第 65 号

南部町税条例の一部改正について

次のとおり南部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 5 日

南部町長 陶山清孝

令和 7 年 1 月 日 決

南部町議会議長 景山浩

## 南部町税条例の一部を改正する条例

南部町税条例（平成16年南部町条例第54号）の一部を次のように改正する。

### 第34条の7第4項の表中「

特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで
特定非営利活動法人ハーモニイカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	平成30年8月1日から平成35年7月31日まで
特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日から令和6年7月31日まで

」を「

NPO法人えがおサポート	米子市新開6丁目11-6	令和8年1月1日から令和12年12月31日まで
--------------	--------------	-------------------------

」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 66 号

南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正について

次のとおり南部町職員等の旅費に関する条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 5 日

南部町長 陶山清孝

令和 7 年 12 月 日 決

南部町議会議長 景山浩

## 南部町職員等の旅費に関する条例

南部町職員等の旅費に関する条例（平成16年南部町条例第50号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関する必要な事項を定めるものとする。

2 町が職員（南部町職員の給与に関する条例（平成16年南部町条例第47号）に規定する職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行業者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

#### （旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

- (5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項までに規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

#### （旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないので旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雜費及び死亡

手当とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支払担当者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支払担当者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合、又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者が

その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって町長が定めるものをいう。以下同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般

乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用  
(宿泊費)

第13条 宿泊費の額は、別表第1に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とし、旅行中の宿泊に要する実費の額とする。ただし、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(1) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。  
(2) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、一夜当たりの定額は別表第2のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費

について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合

前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第2のとおりとする。ただし、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次の各号で定める方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用を除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この条において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第19条 町内における在勤庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(渡航雑費)

第20条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、保険料、医薬品及び携行品の購入に係る費用、健康診断その他の医療機関での受診に係る費用並びにこれらの費用に類する又は付随する費用とする。

(死亡手当)

第21条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡(第3条第2項第5号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第3のとおりとする。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて次の各号に規定する旅費とする。

(1) 第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合であって、第3条第2項第4号の規定により旅費を支給するときは、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第23条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものと除く。)は、出張又は赴任の例に準じて次の各号に規定する旅費とする。

(1) 第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

(3) 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(証人等の旅費)

第24条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、規則で定める。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第20条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第26条 任命権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第27条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）

第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）

第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第28条 支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の南部町職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の南部町職員等の旅費に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第28条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

#### 別表第1 宿泊費基準額（第13条関係）

##### 1 内国旅行

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円

山形県	10, 000円
福島県	8, 000円
茨城県	11, 000円
栃木県	10, 000円
群馬県	10, 000円
埼玉県	19, 000円
千葉県	17, 000円
東京都	19, 000円
神奈川県	16, 000円
新潟県	16, 000円
富山県	11, 000円
石川県	9, 000円
福井県	10, 000円
山梨県	12, 000円
長野県	11, 000円
岐阜県	13, 000円
静岡県	9, 000円
愛知県	11, 000円
三重県	9, 000円
滋賀県	11, 000円
京都府	19, 000円
大阪府	13, 000円
兵庫県	12, 000円
奈良県	11, 000円
和歌山県	11, 000円
鳥取県	8, 000円
島根県	9, 000円
岡山県	10, 000円

広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

## 2 外国旅行

区分		宿泊費基準額（1夜につき）	
国名	地名		
アジア	大韓民国	ソウル	26,000円
		その他の地	23,000円
	中華人民共和国	香港	32,000円
		その他の地	15,000円
	その他の国		17,000円
その他の地域			21,000円

## 別表第2 宿泊手当（第15条関係）

区分	宿泊手当（1夜につき）
本邦	2,400円
外国	5,400円

## 別表第3 死亡手当（第21条関係）

区分	死亡手当
全ての者	9 3 0 , 0 0 0 円

議案第 6 7 号

南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例  
の一部改正について

次のとおり南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 25 日

南部町長 陶山清孝

令和 7 年 1 月 25 日 決

南部町議會議長 景山浩

南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例

南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年  
南部町条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃」を「その他の交通費」に、「料、食卓料、支度料」を「費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に、「する」を「し、その額は、南部町職員等の旅費に関する条例（平成16年南部町  
条例第50号）の適用を受ける職員の例による」に改め、同条第2項から第4  
項までを削る。

別表第2及び別表第3を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 68 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 5 日

南部町長 陶山清孝

令和 7 年 12 月 日 決

南部町議会議長 景山浩

1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町森林公园、森の学校

2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町能竹 394 番地 2  
南さいはく地域振興協議会  
会長 長尾 佳史

3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 6 9 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 1 2 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町立東西町コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町東町 62 番地  
東西町地域振興協議会  
会長 黒木 美由紀

3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第70号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月5日

南部町長 陶山清孝

令和7年12月 日 決

南部町議会議長 景山浩

1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町賀野地域交流拠点施設

2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町市山1087番地1  
あいみ富有の里地域振興協議会  
会長 板持 弘

3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第71号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月5日

南部町長 陶山清孝

令和7年12月 日 決

南部町議会議長 景山浩

1 貸付土地

鳥取県西伯郡南部町原240番地2  
面積 11,783平方メートル

2 貸付金額 無償

3 貸付期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

4 貸付の相手方

鳥取県西伯郡南部町原100番地  
NOK株式会社 鳥取事業場  
事業場長 鹿野努

## 別 冊

### <補正予算>

令和7年度南部町一般会計補正予算（第4号）

令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）